平成２３年（フ）第１５８２５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園162―１
債務者　及川　　弘
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土居　範行
４　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８９６号
東京都八王子市松木25―７―105
債務者　高橋　友里（旧姓根津・梅田・相良）
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬戸　和宏
４　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６９２号
東京都調布市富士見町１丁目33―28
債務者　溝脇　清子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　良
４　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７６８号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目25―５　第２ハイツリョウ202
債務者　石森　孝明
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　椎野　秀之
４　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月９日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８７０号
埼玉県八潮市緑町１丁目38―８　サンシードB201
債務者　我妻　優介
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　降簱　俊秀
４　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月９日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０３３号
東京都町田市旭町２丁目８―20―403
債務者　水上　淳一
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　　理
４　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６６６号
埼玉県所沢市若狭２丁目2605―37―211
債務者　藤村　富江
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　付岡　　透
４　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月12日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９８２号
札幌市北区新川３条13丁目３番85―202号
債務者　高松　幸夫
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９８３号
札幌市北区新川３条13丁目３番85―202号
債務者　高松眞治子（旧姓坂本・鷹松）
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０７号
札幌市西区八軒３条東４丁目７番１―207号
債務者　木村佳世子（旧姓**朶**田・佐藤）
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５３号
札幌市清田区平岡１条６丁目１番20―1007号
債務者　芝本　聡美
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６２号
北海道石狩市花川南２条５丁目238番地
債務者　高橋　由貴
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８５号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―1204号
債務者　安保　弘子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１７号
札幌市手稲区富丘２条３丁目18番20号　シャトー富丘５号
債務者　曽屋　幸子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２６号
札幌市西区西野１条３丁目２番１号　西宏ビル301号
債務者　竹内　弘美
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７１号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目７番６―202号
債務者　井上　哲也
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部